

水質汚濁防止法等の施行状況について（2018年度）



The Knights

環境省は、2018年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

2019年3月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は261,765であり、前年度から422減少しています。

その結果については、2018年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、36,323件（前年度36,194件）、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、8,656件（前年度8,752件）、改善命令の件数は16件（前年度11件）であり、一時停止命令の件数は1件（前年度2件）でした。

また、排水基準違反が確認された工場、事業場の数は8（前年度1）でした。内訳としては、水産食料品製造業と化学繊維製造業が各2件、畜産農業と動物系飼料・有機質肥料製造業と非鉄金属製造業及びし尿処理施設が各1件であり、違反項目は化学的酸素要求量が5件、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物と水素イオン濃度（pH）が各2件、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、燐含有量が各1件でした。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績があり、短納期での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2020年6月16日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 鶴谷佳代

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>